

報道機関配付資料 安城市

件名 安城市議会 3月定例会が閉会

令和6年3月22日

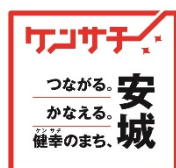
令和6年3月22日（金）、令和6年第1回安城市議会定例会が再開され、関係委員会に審査を付託していた市長提出議案34件、並びにこの日に追加で上程された市長提出議案1件、同意案2件及び議員提出議案2件の、合わせて39案件の採決を行い閉会した。

委員会付託された市長提出の34案件は、いずれも委員長報告どおり原案を可決した。

この日、追加上程された「安城市税条例の一部を改正する条例の制定について」の市長提出議案1件並びに「固定資産評価審査委員会委員の選任について」及び「教育委員会教育長の任命について」の同意案2件を、いずれも原案どおり可決・同意した。また、議員提出議案2件（別紙）をいずれも原案どおり可決した。

問い合わせ 安城市役所 議事課

電話（直通） 0566-71-2252



安城市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

議員提出第1号議案

安城市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年3月22日提出

安城市議会議員	守	口	晶	治
〃	大	屋	明	仁
〃	松	尾	学	樹
〃	鈴	木		浩
〃	今	原	康	徳
〃	石	川		翼
〃	松	本	佳	栄
〃	白	谷	隆	子

安城市議会委員会条例の一部を改正する条例

安城市議会委員会条例（昭和42年条例第47号）の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の1条を加える。

（開会方法の特例）

第14条の2 委員長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第19条第1項の秘密会は、この限りでない。

- （1）大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により、委員が委員会の開会場所に参集することが困難な場合
- （2）前号に掲げる場合のほか、委員会の開会場所に参集することが困難と認める委員について、オンラインによる方法での出席を認めることが適当と判断する場合

2 前項の規定によりオンラインによる方法で委員会に出席した委員は、委員会に

出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。

第15条ただし書中「第17条」を「第17条第1項」に改める。

第17条に次の1項を加える。

- 2 前項の場合において、委員長又は委員が、オンラインによる方法で委員会に出席しているときは、当該委員長又は委員は、同項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。

第19条第1項中「委員会」の次に「（オンラインによる方法で開会する委員会を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、オンラインによる方法で委員会を開く上で、必要があるため。

議員提出第2号議案

安城市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の規則を次のとおり制定するものとする。

令和6年3月22日提出

安城市議会議員	守	口	晶	治
〃	大	屋	明	仁
〃	松	尾	学	樹
〃	鈴	木		浩
〃	今	原	康	徳
〃	石	川		翼
〃	松	本	佳	栄
〃	白	谷	隆	子

安城市議会会議規則の一部を改正する規則

安城市議会会議規則（昭和48年安城市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第86条」を「第86条の2」に改める。

第2章第1節中第86条の次に次の1条を加える。

（出席委員に関する措置）

第86条の2 この章における出席委員には、安城市議会委員会条例（昭和42年条例第47号）第14条の2第1項の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席した委員を含む。

第109条に次の1項を加える。

3 前2項の場合において、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員でない議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

第121条に次のただし書を加える。

ただし、表決の際にオンラインによる方法で当該委員会に出席している委員は、この限りでない。

第133条に次の1項を加える。

- 3 前項の場合において、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で当該委員会で説明することができる。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、委員会の議事をオンラインによる方法で行う上で、必要があるため。